

緊急少子化対策の基本方針 保育所待機の解消をめざして

平成11年4月7日
少子化対策検討会提言

我が国の少子化は緊急に進んでおり、安心して子どもを生き育てることのできる環境づくりを総合的に進めていく必要がある。

自由民主党、自由党及び公明党・改革クラブは、新しい児童手当制度の検討をはじめることとしており、今後の少子化対策について抜本の見直しが必要であると考え、平成12年度予算編成を目指し、今夏の概算要求時期に向けて、税制の取扱いも含めて、本格的に検討することとしている。しかしながら、現下の少子化対策の緊急性に鑑み、また、子育て期にある中堅若手層の置かれている経済的状況にも配慮し、就学前の児童の保育と教育のあり方を踏まえ、幼稚園と保育所の連携を一層強化することを旨として、以下のとおりの緊急少子化対策を直ちに講ずべきことを提言する。

この緊急少子化対策は、市町村における多種多様な取り組みのきっかけづくりを支援することを趣旨とするものであり、これにより、各地域において少子化対策事業が創意工夫され地域に根づいて展開されていくことを期待するものである。

緊急少子化対策の基本的な考え方

少子化対策は住民に最も身近な市町村が中核的な役割を期待されることから、特に保育所待機の解消をはじめとして市町村が中心となって展開する地域の実情に応じた幅広い取り組みを支援するため、市町村少子化対策特例交付金事業を創設

また、一層利用しやすい保育所運営を可能とするために必要な規制緩和等を推進

緊急少子化対策の具体的な内容

1. 市町村少子化対策特例交付金事業

(1) 趣 旨

地域の実情に応じて市町村で展開される少子化対策に関する多様な事業に対し、国が緊急的に特例交付金

を支給することにより、地域における少子化対策の一層の普及促進を図る。

(2) 概 要

市町村における少子化に対する創意工夫ある幅広い取り組みを促進するための事業とする。

配分は、原則として、人口、就学前児童数、保育所待機児童数等に応ずるものとするが、小規模の市町村においても一定規模の事業が行えるようにするなど市町村の実情に応じた配慮を行う。

特例交付金は、市町村の申請に基づいて交付する。

(3) 事業例

・駅前保育ステーションの設置

いくつかの保育所と協定し、通勤に便利な駅前に保育ステーションを設け子どもの送迎拠点とするとともに、日中は一時保育等の保育サービスを実施

・駅前（駅近く）保育所の設置

駅周辺のビルや遊休建物等の既存施設内の一部を手直しし、保育所（分園）として活用

・保育所や幼稚園に対する緊急設備整備

地域開放や様々なふれあい事業等地域の子育て支援を視野に入れた新たな取り組みを行う保育所や幼稚園に対し、事業実施に必要な園具や遊具等の設備を整備

・幼稚園における預かり保育実施のための環境整備

幼稚園通園児童のうち午後希望者を対象に行う預かり保育を実施するために必要となる環境を整備

・事業所内保育施設等の遊具等の整備

看護婦確保のための院内保育所等を含め様々な保育施設や保育拠点に対し、必要な遊具を整備又は貸付け

・病後児の一時預かり場所の整備

急性期は過ぎたがまだ保育所に通園できない病気回復期の保育所通園児童の一時的な預かり場所の整備

・保育ママ等の在宅保育サービス提供者の育成事業

今後需要が見込まれる保育ママ、ベビーシッター、

ファミリーサポートセンターの保育者等を対象に研修事業を実施

- ・ 公共施設等への育児コーナー、親子サロン、託児室等の設置

乳幼児連れの親子が気軽に立ち寄って、授乳、休憩、相談等ができるコーナーや子ども連れの親でも気軽に生涯学習に参加できるような託児室を様々な公共施設(教育、スポーツ、文化施設等)や商店街等に設置

- ・ 公共施設(教育、スポーツ、文化施設等)への子どもスペース(幼児・児童室等)、図書・遊具等の整備

子どもが様々な活動を行えるよう、公共施設(教育、スポーツ、文化施設等)に子どもスペースや図書、遊具・工作道具等を整備

- ・ 少子化問題キャンペーンの実施

それぞれの市町村の実情に応じた各種の少子化問題に関する啓発キャンペーンの実施

- ・ 自治体版エンゼルプランの作成

市町村の実情に応じた総合的な少子化対策・児童健全育成計画の策定

約2,000億円

2. 規制緩和等

少子化が進行する中で都市部を中心として多くの保育所待機児童が発生しており、その解消が喫緊の課題となっているが、各自治体がこうした課題に柔軟に対応できるよう、保育所の運営について、以下のような規制緩和を講ずるとともに、幼稚園と保育所の連携強化等についての取組みを進める。あわせて、公立保育所の社会福祉法人への運営委託方式の活用等公立保育所の活性化を進める。

(1) 認可保育所への民間参入

原則として地方公共団体又は社会福祉法人とされている保育所の設置経営主体について、待機児童を抱える地域においては、一定の基準を満たせば、社会福祉法人以外の民間主体(NPO、農協、その他の法人、株式会社等)についても認めること。

(2) 保育所の施設自己所有規制の見直し

現在、社会福祉法人立の保育所については、原則として土地・建物を全て自己所有していなければならないこととされているが、都市部等での保育所設置を進めるため、賃貸施設方式を認めること。

(3) 都市型小規模保育所や夜間保育所の設置促進のため

の定員要件の緩和等

保育所の定員については、原則60人以上(都市部や過疎地においては定員30人以上)とされているが、立地が困難であることに鑑み、都市部等における保育所や勤務時間の多様化に対応する夜間保育所の設置促進を図るため、一層の定員要件の緩和を図るとともに、都市部等の小規模な分園の設置を促進すること。

(4) 幼稚園と保育所の連携強化と積極的交流

地域において、幼稚園と保育所はそれぞれ重要な役割を果たしてきているが、少子化が進む中で、地域における保育所や幼稚園の偏在も解消し、また、子どもや家庭の持つ多様な需要に更に的確に対応していくことができるよう、以下のような取組みを強化する。

なお、保育所が多様な経営主体により経営されるようになることに照らし、保育所の設置者が幼稚園の設置者となれるようにすることについても、地域の実態、国民のニーズ等を踏まえつつ検討し、早期に結論を得るものとする。

幼稚園と保育所の施設の共用化等の促進

幼稚園と保育所の施設・運営の共用化や職員の兼務等について地域の実情に応じて更に促進すること。

幼児教育と保育内容の整合性の確保

幼稚園教育要領と保育所保育指針の幼児教育部分について両者の内容の整合性が十分に確保されること。

幼稚園と保育所の総合性の確保

幼稚園と保育所について文部省と厚生省は更に連携を深め、教育内容・保育内容のあり方、幼稚園教諭・保育士の養成、研修のあり方等についても十分に検討し、両施設及び運営の総合性を確保すること。